



Japan Color 標準印刷認証制度に関する
制度設置及び運営要領 Ver1.0c

2010年7月28日

目 次

1. 総則	1
1.1 趣旨	1
1.2 Japan Color 認証制度	1
1.3 名称及び定義.....	1
2. 認証	1
2.1 認証基準.....	1
2.2 認証手続き	1
2.3 事業拠点.....	1
2.4 審査料等.....	2
3. 認証の有効期限及び更新	3
3.1 認証の更新	3
4. 取消し	3
4.1 認証の取消し.....	3
5. 再審査及び変更	3
5.1 事前審査における再審査	3
5.2 本審査における再審査.....	3
5.3 申請に係る事項の変更等	4
6. 使用許諾	5
6.1 Japan Color 認証マーク使用許諾.....	5
7. 認証基準及び制度改定	5
7.1 認証基準及び制度改定	5
8. 委員会及び事務局	5
8.1 Japan Color 認証制度制度委員会	5
8.2 Japan Color 認証制度認証判定委員会.....	5
8.3 Japan Color 認証制度事務局	6
9. 報告	6
9.1 経済産業省への報告.....	6
10. 免責	6
10.1 色再現の保証範囲	6

11. 雑則	7
11.1 旅費交通費の取扱基準	7
11.2 交通費及び宿泊費の請求時期	8
11.3 審査日	8

1. 総則

1.1 趣旨

1.1.1 Japan Color 標準印刷認証制度に関する制度設置及び運営要領（以下、「本要領」という。）は、Japan Color 認証制度の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

1.2 Japan Color 認証制度

1.2.1 一般社団法人日本印刷産業機械工業会（以下、「工業会」という。）は、一定の印刷能力を有する工場に対し、「Japan Color 標準印刷認証制度認証基準」（以下、「認証基準」という。）に基づき、認証を行う「Japan Color 標準印刷認証制度」（以下、「認証制度」という。）を設ける。

1.3 名称及び定義

1.3.1 この基準においては、「認証基準」に記載の該当する定義を適用するとともに、以下の定義も適用する。

1.3.2 工業会が認証制度に関連して使用を認めるマークの名称を Japan Color 認証マークという。

2. 認証

2.1 認証基準

2.1.1 工業会は、本要領の 8.2.1 に規定する認証判定委員会の議決に基づき、認証基準への適合性評価を行い、認証するものとする。

2.2 認証手続き

2.2.1 Japan Color 認証制度の認証を申請しようとする組織（以下、「申請組織」という。）は、次の書類等を所定の手続きに基づいて作成し、工業会に提出しなければならない。

a) 所定の様式による申請書類

◆具体的には申請書に定めるとおりとする。

◆必要とする公的書類は、具体的には次のとおりとする。

1) 登記簿謄本

2) 登記簿抄本

3) その他法人化されていない組織にあっては、電気料金、ガス料金又は料金等の公共料金の領収書のコピー等も可とする。法人については、登記簿謄本もしくは抄本のいずれかを必要とする

2.3 事業拠点

2.3.1 Japan Color 認証制度の認証審査を受けることが出来る組織は、当該申請に係わる事業拠点を日本国内に有するものとする。

2.4 審査料等

2.4.1 申請組織は、当該申請にあたり、工業会が定める審査料等を各段階で工業会に支払わなければならない。

2.4.2 振込先口座については、下記のとおりとする。

銀行名	三菱東京 UFJ 銀行
支店名	本店
店番	001
口座種別	普通
名義	ニチインキコウ
口座番号	0317546

2.4.3 審査料等については下記のとおりとする。

新規審査料等一覧表（税抜き）

（単位：円）

事前審査料	100,000
本審査料	200,000
登録料	50,000
合計	350,000

更新審査料等一覧表（税抜き）

（単位：円）

更新時事前審査料	50,000
更新時本審査料	100,000
登録料	50,000
合計	200,000

2.4.4 新規審査時、更新審査時ともに本審査における再審査時の再審査料については下記のとおりとする。

再審査料（税抜き）

（単位：円）

再審査料	100,000
合計	100,000

2.4.5 認証員の交通費及び宿泊費は申請組織が負担するものとする。

3. 認証の有効期限及び更新

3.1 認証の更新

3.1.1 Japan Color 認証制度の認証は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとする。

◆更新を行わない場合、有効期限日の翌日から失効するものとする。

4. 取消し

4.1 認証の取消し

4.1.1 工業会は、認証組織が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取消することができる。

- a) 本要領の 2.2 に規定する書類等の内容に虚偽があったことが明らかになったとき
- b) 認証基準の遵守を困難にする事項が生じたとき

◆具体的には次のとおりとする。

1) 認証基準の遵守が困難と判断される場合

- ① 解散又は破産等したとき
- ② 違法行為等の性質を含む活動によって、認証制度に弊害を及ぼすような恐れのあるとき
- ③ その他、認証判定委員会が不適當な組織と判断したとき

2) 申請に係わる事業の拠点がなくなった場合。ただし、移転の場合には、更新審査の料金を受けることを認める。

4.1.2 本要領の 4.1.1 の規定による取消しがあったときは、認証組織に対する認証は、当該取消し日から効力を失うものとする。

4.1.3 工業会は、本要領の 4.1.1 の規定を参照し、本要領の 8.2.1 に規定する認証判定委員会の議決に基づき、認証制度の認証の取消しを行うことができる。

5. 再審査及び変更

5.1 事前審査における再審査

5.1.1 工業会の審査の結果、事前審査における否認決定を受けた申請組織は、当該審査の決定の日から3ヶ月以内であれば1回に限り再審査の申請をすることができる。

◆事前審査における再審査は料金を免除するものとする。

5.2 本審査における再審査

5.2.1 工業会の審査の結果、本審査における否認決定を受けた申請組織は、当該審査の決定の日から3ヶ月以内であれば1回に限り再審査の申請をすることができる。この場合、申請組織は、2.4.4 に定める再審査料のほか、再審査にかかる交通費宿泊費等を負担するものとする。

5.3 申請に係る事項の変更等

5.3.1 認証組織は、申請書類等の記載事項について重要な変更が生じたときは、すみやかに工業会に報告しなければならない。

◆具体的には次のとおりとする。

- 1) 認証組織の名称、組織等の大幅な変更
- 2) 工程管理責任者の変更
- 3) 申請印刷機の変更
- 4) 申請担当者の変更

5.3.2 工業会は、本要領の 5.3.1 に規定する報告をもとに、本要領の 8.2.2 に規定する認証判定委員会の議決に基づき、Japan Color 認証制度の認証の可否を決定するものとする。

◆認証制度における抜き取り方法等、細かな手続きについては、別途 Japan Color 標準印刷認証オペレーションガイドに定めたとおりとする。

◆審査申請

- 1) 申請書類は、書留又は簡易書留郵便で送付すること。

◆認証判定委員会による審査

- 1) 事務局は、申請組織の提出した申請書類等について形式審査を行うものとする。
- 2) 事務局は、申請書類に不備を認めたときは申請組織に補正させるものとする。
- 3) 事務局は、申請組織の提出したチャートを測定し、その結果を記録シートに記載するものとする。

◆審査結果の通知及び公表

- 1) 工業会は、認証決定のとき、審査結果を申請組織に通知するものとする。
 - ① 工業会は申請組織に対して以下の書類等を送付する。
 - a. Japan Color 認証マーク使用許諾証
 - b. 認定証書
 - ② 工業会は、認証組織に関する情報を工業会のホームページ上に掲載して公表する。
なお、否認した結果については一切公表を行わず、外部に否認企業の情報が漏れることのないよう、注意する。
- 2) 工業会は、否認決定のとき、審査結果を申請組織に通知するものとする。
 - ① 工業会は申請組織に対して以下の書類等を送付する。
 - a. 否認通知書

6. 使用許諾

6.1 Japan Color 認証マーク使用許諾

6.1.1 許諾を受けた認証組織は、Japan Color 認証マーク使用ガイドラインに定めるところに従い、Japan Color 認証マークを使用することができる。

6.1.2 使用許諾は、2年ごとに認証の更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとする。

7. 認証基準及び制度改定

7.1 認証基準及び制度改定

7.1.1 工業会は、本要領の 8.1.1 に規定する制度委員会の議決に基づき、認証基準及び制度等の改定を行うことができる。

8. 委員会及び事務局

8.1 Japan Color 認証制度制度委員会

8.1.1 工業会は、工業会内に Japan Color 認証制度制度委員会（以下、「制度委員会」という。）を設置するものとする。

8.1.2 制度委員会は、認証制度に関する重要事項について審議及び決定するものとする。

◆具体的には次のとおりとする。

- 1) 認証基準の審議及び決定
- 2) 制度設置及び運営要領の審議及び決定
- 3) 制度設置及び運営要領細則の審議及び決定
- 4) その他重要事項についての審議及び決定

◆制度委員会の議長は、委員長がこれにあたるものとする。

◆制度委員会は、構成委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

◆制度委員会の議事は、出席委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、制度委員会の議長の決するところによるものとする。

◆委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

8.2 Japan Color 認証制度認証判定委員会

8.2.1 工業会は、工業会内に Japan Color 認証制度認証判定委員会（以下、「認証判定委員会」という。）を設置するものとする。

8.2.2 認証判定委員会は、Japan Color 認証制度の認証の可否について認証基準に基づき審議及び決定するものとする。

◆具体的には次のとおりとする。

- 1) 事務局による測定結果をもとに審査を行う
- 2) 原則として認証基準に照らして判定を行うが、測定器誤差等により生じたと考えられる問題等については判定委員の多数決に基づき審議を行う。

8.2.3 認証判定委員会は、Japan Color 認証制度の認証の可否について制度委員会に報告するものとする。

8.2.4 認証判定委員会は、Japan Color 認証制度の認証に係わる重要事項について、制度委員会に提案するものとする。

◆具体的には次のとおりとする。

- 1) 認証基準における認証に係わる事項についての提案
- 2) 要領における認証に係わる事項についての提案
- 3) 細則における認証に係わる事項についての提案
- 4) その他認証に係わる重要事項についての提案

8.3 Japan Color 認証制度事務局

8.3.1 工業会は、工業会内に Japan Color 認証制度事務局（以下「事務局」という。）を設置するものとする。

8.3.2 事務局は、認証制度に関する業務を行うものとする。

9. 報告

9.1 経済産業省への報告

9.1.1 工業会は、経済産業省からの要請に応じ、認証制度及び資格制度の運営状況等について、経済産業省に報告するものとする。

10. 免責

10.1 色再現の保証範囲

10.1.1 認証制度は、認証基準に基づき組織を認証するものであり、認証組織及び認証関連機器が Japan Color に準拠した色再現を行うことを常に保証するものではない。

11. 雑則

11.1 旅費交通費の取扱基準

- 1) 旅費の算定については、最も効率的かつ経済的な経路に係わる費用をもとに算定する。
- 2) 交通機関利用基準

各交通機関の利用基準は、次のとおりとする。交通費は、(社)日本印刷産業機械工業会の所在地を起点として計算する。

	鉄道		航空機	船舶	タクシー
	急行・特急・ 新幹線	寝台車			
選択基準	普通列車と比較して1時間以上短縮できる場合	必要な場合	緊急を要する場合又は急行等と比較して1時間以上の時間短縮できる場合	必要な場合	必要な場合原則として、1.5キロ以上であれば使用可能
利用クラス	指定席	A寝台	エコノミークラス	一等	実費

3) 宿泊費の算定

- ① 宿泊費算定基準については、次のとおりとする。

(税・サービス料等を含む)

11,000 円

- ② 次のときは、宿泊費を計上しないものとする。

- a. 交通機関内での宿泊
- b. 親類及び知人宅等での宿泊

- ③ 前泊については、認証員の遅れで本審査が遅れることを避けるため、東京駅を7時30分に出発する交通手段で9時30分までに認証員が申請組織に到着できない場合には原則として前泊するものとする。

- ④ 後泊するかどうかについては、申請組織との相談のもとに適宜取り決めるものとする。

11.2 交通費及び宿泊費の請求時期

- 1) 交通費実費及び宿泊費については、現地審査終了後に請求を行うものとする。

11.3 審査日

- 1) 本審査は、原則として工業会の営業日に行うものとする。

附則

本要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

変更履歴

2010 年 3 月 1 日 11.1 旅費交通費の取扱基準 改訂

11.3 審査日 追記

2010 年 7 月 28 日 5.3 4) 申請担当者 追記

5.3.2 審査結果の通知及び公表 ②「認証組織の承諾を得た上で」を削除。